

社会福祉法人 善光寺大本願福祉会  
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業  
**グループホーム 川田の宿 運営規程**

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人善光寺大本願福祉会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症等により生活援助が必要となった高齢者が家庭的な雰囲気の小規模な住まいにおいて、少人数で生活を共にしながら、入居者一人ひとりの状態や希望に応じた援助等によって認知症の進行を緩和し、また、残された能力を活用しながら自分らしい生活及び安心と安らぎのある生活を送っていただくことのできる環境整備、援助等の実施を目的とする。

また、地域社会の一員としての役割を担いながら、地域に役立ち信頼される事業所となることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護(予防を含む)は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 入居者の人権、人格及び意志を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努める。
  - 3 職員は高齢者虐待防止法の規定により高齢者的心身に有害な影響を与える行為、虐待等はしません。
  - 4 認知症等による認知障害、記憶障害、不安、不穏等の状態に対し、入居者に適した環境作りと状態や希望に応じた適切な介護・援助を実施する。
  - 5 明るく家庭的な雰囲気を有した「高齢者の住まい」となるよう、地域や家族等との結びつきを重視し、信頼とやすらぎのある暮らしを送ることができるような援助を実施する。
  - 6 入居者及び家族に対し、サービス内容・方法、認知症対応型共同生活介護計画等について説明を行ない、同意を得ると共に情報の共有を図り連携した援助を行なう。
  - 7 常に提供したサービスの質の管理・評価を行ない、質の高いサービスを提供する。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 認知症対応型共同生活介護 グループホーム川田の宿

南棟の名称：椿 北棟の名称：柊  
② 所在地 長野市若穂川田 1358番1

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 所長 1名（兼務）  
所長は、事業所の経営、運営等の総括的管理業務を行う。
- ② 管理者 1名（常勤、兼務）  
管理者は、事業所としてのサービス・業務及び職員等の管理を一元的に行う。
- ③ 計画作成担当者 2名（常勤兼務2名）  
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに入居者に対し必要な介護及び生活支援を行う。また、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院及び在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う。
- ⑤ 介護職員 常勤換算 6名以上（非常勤、兼務）  
3：1以上の職員配置とする。  
介護従事者は、入居者に対し必要な介護及び生活支援を行う。
- ⑥ 看護職員 1名（非常勤） 24時間オンコール  
看護職員は、入居者の健康管理を行うと共に、入居者の病状、及び心身の状況に応じた看護を行う。
- ⑦ 事務職員 1名（非常勤1名・兼務）  
事務職員は、会計・給与及び労務を担当し、円滑な事業運営を行う。

(入居定員)

第6条 入居定員は各棟9名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護(予防を含む)の内容は次のとおりとする。

- ① 疾病、認知症等の症状、原因、治療、対応方法について理解を深め、入居者の意向に沿った日常生活行為（食事、入浴、排泄、衛生、買い物等）の介助及び生活の質を高めるための支援、援助を行う。
- ② 家庭での生活や健康であった頃と同じような日常生活を営むことが出来るよう支援する。また、加齢及び認知症による心身の機能低下の予防、維持、向上を図るための支援、援助を行う。
- ③ 入居者一人ひとりの歩んできた人生や家族との関係、趣味、趣向、考え方を知り、個々の習慣や生活を大切にした支援、援助を行う。
- ④ 身体機能低下に対しては家族、主治医等との連携を深め対応する。終末期のケアについては、「重度化・終末期対応指針」に基づき可能な限り入居者等の意向に沿った

対応を行う。また、感染症の予防、対応に努める。

- ⑤ 何らかの理由により退去する場合は、入居者、家族の意向に基づき、指定居宅介護支援事業者や保健医療福祉関係者、福祉施設等との連携に努め必要な援助を行う。

#### (介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護(予防を含む)サービスの開始に際し、入居者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護(予防を含む)計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、入居者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 入居者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況について評価を行う。

#### (利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護(予防を含む)の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- |                        |                                 |
|------------------------|---------------------------------|
| ① 家賃                   | 35, 400 円／月 30日当り ( 1, 180 円／日) |
| ② 食費                   | 45, 000 円／月 30日当り ( 1, 500 円／日) |
| ③ 光熱水費                 | 21, 000 円／月 30日当り ( 700 円／日)    |
| ④ その他日常生活において通常必要となる費用 | 利用者が負担することが適當と認められた実費費用         |

- 2 月の途中における入居または退去については日割り計算とする。
- 3 利用料は、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込みによって指定期日までに支払うものとする。
- 4 介護保険給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて負担額を変更する。  
介護保険給付対象外サービスについて、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は変更することがある。その場合、2ヶ月前までに変更の内容と事由について説明し、同意をとる。
- 5 日常生活必需品等の購入等については依頼に基づき代行することができる。支払いは、預かり通帳及び小口現金から支払う。取り扱いは、「入居者預かり金・小口現金・物品購入取り扱い要領」に基づき行う。

#### (入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護(予防を含む)の対象者は、要支援2及び要介護者であつて認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 小人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。

- ③ 常時医療機関において治療する必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、入居者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(契約の終了及び居室の受け渡し)

第 11 条 以下の場合は、契約が終了となる。

- ① 入居者の死亡
- ② 入居該当外の要介護認定者（自立・要支援 1）
- ③ 入居者および入居者代理人より契約書の第 14 条に基づき解除通告により契約を満了した日
- ④ 事業者が契約書の第 15 条に基づき解除通告し契約を満了した日
- ⑤ 入居者が病院等へ入院し 1 ヶ月以内に退院する見込みがない場合。
- ⑥ 入居者の心身の状態がグループホームでの生活に適さなくなった場合。または、他福祉施設等への入所が決定し受入れが可能となった場合
- ⑦ 利用料等の支払いを 3 ヶ月滞納し、勧告後 1 ヶ月経過後も支払いがない場合

(居室の明け渡し等)

第 12 条 契約終了時は、居室の明け渡しを求める。契約終了日に居室を明け渡さない場合、本来の契約終了日の翌日から実際に居室を明け渡された日までの期間に係る家賃が、入居者負担金（家賃）となる。

(秘密保持)

第 13 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た入居者または家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た入居者または家族の秘密を漏らすことないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 入居者の個人情報を、ケース検討会議及び他施設や医療機関への入所、入院する場合について資料として用いる場合、入居者、家族へ説明し同意を得るものとする。

(苦情処理)

第 14 条 入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 提供したサービスに関して、介護保険法第 23 条の規定による市町村が行う文書、その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体拘束の禁止)

第15条 入居者または他の入居者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。

2 緊急やむを得ない場合には、家族等に「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」にて説明を行い、文書にて同意を得る。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は入居者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者（虐待防止責任者・虐待受付担当者）の選任
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) 入居者に対する虐待の防止のための対策を検討するための虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、施設介護サービスの提供に当たり、当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(損害賠償)

第17条 入居者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第18条 指定認知症対応型共同生活介護(予防を含む)を提供するために必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識を習得し予防と対策に努める。

(緊急時における対応策)

第19条 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(事故発生時の対応策)

第20条 入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護(予防を含む)の提供により事故が発生し

た場合は、市町村、当該入居者の家族、当該入居者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

#### (非常災害対策)

第 21 条 非常災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関（協力応援協定締結）等と連携を図り、避難訓練を行う。

#### (ボランティア、地域住民等との連携・交流)

第 22 条 ボランティア、地域住民との交流を図り、グループホームについての理解を深めると共に入居者との顔馴染みの関係を築き、「気軽に立ち寄れる高齢者の住まい」となることを目指す。

- 2 入居者、家族、地域住民、行政職員等の参加による「運営推進会議」を開催し、事業所の運営についての評価及び意見を聞く機会を設け、地域との連携・交流を図る。

#### (その他運営についての重要事項)

第 23 条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| ① 採用時研修    | 採用後 1 カ月以内または事前に実施 |
| ② 経験に応じた研修 | 隨時                 |
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、日誌、認知症対応型共同生活介護計画書、その他必要な記録、帳簿等を整備する。
  - 3 この規定に定める事項の他運営に関する重要事項は、社会福祉法人善光寺大本願福祉会理事長と指定認知症対応型共同生活介護（予防を含む）所長及び管理者が定めるものとする。

附則 この規程は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 9 月 6 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 12 月 29 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。